

議案第 6 2 号

羽生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

羽生都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 6 0 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（負担区の決定等）	（負担区の決定等）
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称及び <u>区域</u> を公告しなければならない。	2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、 <u>区域</u> を公告しなければならない。
（単位負担金額）	（単位負担金額）
第 4 条 <u>負担区</u> の区域内に存する土地 1 平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）は、 <u>別表</u> に掲げる額とする。	第 4 条 <u>負担区域</u> に存する土地 1 平方メートル当たりの負担金額（以下「単位負担金額」という。）は、 <u>別表第 1</u> に掲げる額とする。
（各受益者の負担金の額）	（各受益者の負担金の額）
第 5 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の <u>規定による</u> 公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。	第 5 条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域内のものの面積に単位負担金額を乗じて得た額とする。
（賦課対象区域の決定等）	（賦課対象区域の決定等）
第 6 条 市長は、 <u>負担金を賦課しよう</u>	第 6 条 市長は、 <u>毎年度の当初に、負</u>

とするときは、あらかじめ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

（負担金の賦課及び徴収）

第7条 市長は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定による負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の規定による負担金の賦課は、前条の規定による公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3・4 （略）

（一括納付報奨金）

第8条 受益者が負担金の総額を初年度の初回の納期限までに、一括納付したときは、負担金の総額の5パーセントの報奨金を交付する。

（負担金の徴収猶予）

第9条 （略）

（負担金の減免）

第10条 （略）

2 （略）

（繰上徴収）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に確定した負担金をその納期前においても繰上

負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の賦課対象区域は、前年度末までに事業を施行した区域とする。

（負担金の賦課及び徴収）

第7条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第5条の規定による負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3・4 （略）

（一括納付報奨金）

第8条 受益者が負担金の総額を初年度の第1期納期限までに、一括納付したときは、負担金の総額の5パーセントの報奨金を交付する。

（負担金の徴収猶予）

第9条 （略）

2 第9条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第2に定めるところによる。

（負担金の減免）

第10条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する負担金の減免の基準は、別表第3に定めるところによる。

（繰上徴収）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に確定した負担金でその納期限においてその金

徴収をすることができる。

(1) 受益者の財産につき滞納処分、強制執行若しくは担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。

(2) 受益者につき相続があった場合において相続人が限定承認をしたとき。

(3) 法人である受益者が解散したとき。

(4) 受益者が不正に負担金の徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

(5) 受益者から繰上納付の申出があったとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第12条 第6条の規定による公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに同条第3項の納付期日に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第4条関係)

表(略)

額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期前においても繰上徴収をすることができる。

(1) 受益者の財産につき滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき

(2) 受益者につき相続があった場合において相続人が限定承認をしたとき

(3) 法人である受益者が解散したとき

(4) 受益者が不正に負担金の徴収を免れ若しくは免れようとし、又は負担金の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第12条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(市長への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4条関係)

表(略)

別表第2(第9条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予
基準

該当 条項	対象	猶予期 間	猶予 の金 額	摘要
条例 第9 条第 1号	田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）に係る受益者	宅地として、使用し、又は使用できるまでの期間	全額	
	係争地に係る受益者	受益者の決定（判定）までの期間	全額	
	生活困窮のため、直ちに負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長の認定する期間	全額	
	市長がその状況により特別徴収の必要があると認められる	市長の認定する期間	市長の認定する額	

	受益者			
条例 第9条 第2号	災害・盗難等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長の認定する期間	全額	公の罹災証明書又は警察の盗難届出証明書

別表第3（第10条関係）

公共下水道事業受益者負担金減免基準

該当する受益者	免除又は減額の対象となる主な土地	該当する主な用途	減ずる割合（％）
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	国又は地方公共団体が公用に供する土地	庁舎	50
		学校、図書館、公民館、体育運動施設	75
		警察法務収容施設	75
		病院	25
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に供する土地	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に供する土地	保育所、老人ホーム	75
		児童遊園地	免除
	文化財である土地又は文化財である建物、そ		免除

	の他の工 作物の敷 地		
	有料の職 員宿舎の 土地		25
	無料の職 員宿舎の 土地		それぞ れ附属 してい る施設 と同じ
国又は 地方公 共団 体 が そ の 企 業 の 用 に 供 し て い る 土 地 に 係 る 受 益 者	企業用財 産となっ ている土 地（本来 の事業の 用に供し ない土地 を除く）		25
国又は 地方公 共団 体 が 公 共 の 用 に 供 す る こ と を 予 定 し て い る 土 地 に 係 る 受 益 者			免除
公の生 活扶 助を う け て い る 受 益 者 、 そ の 他 こ れ に 準			免除

特別の事情がある認められる受益者			
事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者			寄附した金銭、物件、労力等に対応する範囲で減免する
その他の状況により、特に負担金を減免する必要ある認められる土地に係る受益者	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設立するものに係る土地（管理者又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く）		75
	宗教法人	神社、寺	50

	法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地（本来の目的に供しない土地を除く）	院及びこれに類する団体の境内地 墓地、納骨堂	免除
	社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く）	保育所	75
	消防団が所有又は使用する車両、器具等に係る		免除

	土地		
	鉄道用地	軌道用地	2 5
		踏切	免除
		駅舎、プラットホーム	2 5
		駅前広場 (鉄道所有に係るもの)	免除
公道に準ずる私道及び水路	公共性のある私道で公道に準ずると認められるもの及び水路	免除	
その他市長が特に減免する必要があると認めた土地		その状況に応じて市長が定める	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 3 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明